

## 平成27~29年度の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料が決まりました

問 高齢者支援課 ☎内線2689

介護保険は、3年ごとに事業計画を見直し、保険料もそれに伴って変わります。同計画第六期(平成27~29年度)の第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料の基準額は、これまでの月額5,000円(年額60,000円)から月額5,500円(年額66,000円)に決定しました。各所得段階別の保険料は下表のとおりです。

### 介護保険所得段階別保険料(平成27~29年度)

所得段階	対象者	年額保険料 (基準額に対する割合)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金(※)を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方	27,600円 (基準額×0.418)
第2段階	世帯全員が 住民税非課税で 本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	43,200円 (基準額×0.655)
第3段階	本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	45,600円 (基準額×0.691)
第4段階	本人が 住民税非課税で 世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	58,800円 (基準額×0.891)
第5段階	世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	66,000円 (基準額)
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の方	74,400円 (基準額×1.127)
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	82,800円 (基準額×1.255)
第8段階	前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	92,400円 (基準額×1.400)
第9段階	前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	96,000円 (基準額×1.455)
第10段階	本人が 住民税課税で 前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	105,600円 (基準額×1.600)
第11段階	前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	116,400円 (基準額×1.764)
第12段階	前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	123,600円 (基準額×1.873)
第13段階	前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	132,000円 (基準額×2.000)
第14段階	前年の合計所得金額が1,500万円以上の方	140,400円 (基準額×2.127)

※老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた方などが対象となる福祉年金。  
※合計所得金額：収入金額(遺族年金、障害年金などの非課税年金を除く年金を含む)から必要経費に相当する額を差し引いた額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の額であり、住民税などを算定する課税標準額とは異なります。

今回の改定では、より負担能力に応じた保険料設定とするため、第五期(平成24~26年度)の「合計所得金額190万円以上400万円未満」の段階を「190万円以上290万円未満」と「290万円以上400万円未満」に細分化しました。

なお、第1号被保険者の方の27年度の年間保険料は、7月上旬に個別に送付する介護保険料決定(納入)通知書でお知らせします。

決定した保険料や納め方など、くわしくは通知書でご確認ください。

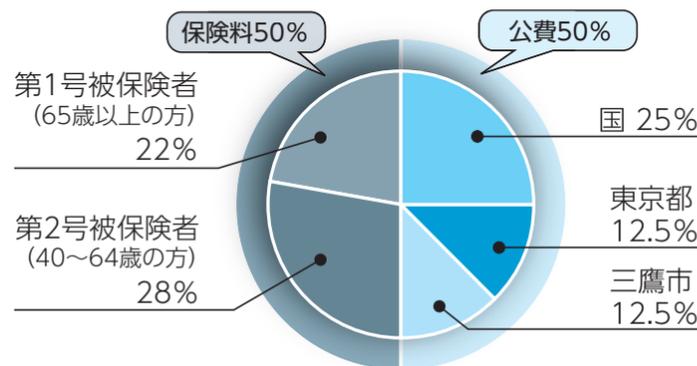
### 保険料基準額の算定方法

$$\begin{array}{l} \text{三鷹市の} \\ \text{保険料基準額} \\ = 5,500\text{円} \\ \text{(月額)} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{三鷹市で} \\ \text{介護保険給付に} \\ \text{かかる費用} \\ \text{(約354億円)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{65歳以上の方} \\ \text{の負担分(22\%)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{三鷹市の65歳以上の方} \\ \text{の人数} \\ \text{(約118,000人)} \end{array}} \div \begin{array}{l} \text{12カ月} \end{array}$$

※介護保険給付にかかる費用は、介護保険保険給付費準備基金活用後の金額です。  
※65歳以上の方の人数は、3年間(平成27~29年度)の推計値です。

### 介護保険の財源

介護保険にかかる費用のうち、半分は国・東京都・三鷹市の公費で、残りの半分を被保険者の方々が納める保険料で賄っており、このうちの22%が第1号被保険者の方の保険料負担となります。



### 第六期介護保険事業計画における保険料設定の背景

高齢者人口や介護を必要とする方の増加、地域密着型サービスなど介護保険サービスの充実、第1号被保険者の保険料負担割合の改正(21%から22%)により、第六期の総給付費は、第五期(平成24~26年度)に比べ、約47億円増の約357億円が見込まれます。

保険料の設定に当たっては、「介護保険給付費準備基金」の約3億5千万円を活用し、介護保険料の上昇の抑制に努め軽減を図りました。また、所得の低い第1段階の方については、公費による軽減強化を行いました。なお、29年度には公費による更なる軽減の強化・拡大を予定しております。また、市独自の軽減についても継続して実施します。

## 4月から 介護保険サービス利用料が変わりました

問 高齢者支援課 ☎内線2684

介護報酬の改定に伴い、4月のサービス利用分から介護保険サービスの利用料が変わりました。

### ◆自己負担分(1割負担分)の例

◇訪問介護(要介護1、身体介護20分から30分未満/回)

基本サービス費 現行273円⇒変更後263円

◇通所介護(要介護1、通常規模5時間から7時間未満/回)

基本サービス費 現行634円⇒変更後598円

◇ショートステイ(要介護1、併設型多床室/日)

基本サービス費 現行717円⇒変更後682円

※金額は要介護度や施設の種類によって異なります。また、基本サービス費のほかにサービスに応じて加算される費用があります。くわしくは同課または介護サービス事業者にお問い合わせください。

### ◆多床室の居住費と負担限度額も変わりました

施設サービスを利用したときの、標準的な多床室の居住費(光熱水費相当分)が変わりました。それに伴い、負担限度額も一部引き上げとなりました。



### 変更後の1日当たりの基準費用額と負担限度額

区分など		ユニット型個室	ユニット型準個室および従来型個室	多床室	食費
基準費用額	標準的な費用(目安)	1,970円	1,640円 (1,150円)	【変更前】320円 【変更後】370円	1,380円
負担限度額	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方、生活保護を受給している方	820円	490円 (320円)	0円	300円
負担限度額	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円 (420円)	【変更前】320円 【変更後】370円	390円
負担限度額	世帯全員が住民税非課税で本人が第1段階および第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円 (820円)	【変更前】320円 【変更後】370円	650円

※( )は特別養護老人ホームに入所している場合。

### ◇発行済みの介護保険負担限度額認定証について

3月までに発行している認定証には、改定前の居住費の負担限度額が記載されていますが、4月以降のサービス利用料金については、改定後の負担限度額となります。なお、今回の変更による発行済み認定証の差し替えは行いません。